

# 堺市バリアフリー基本構想（改定版） 【中百舌鳥地区・概要版】（案）

## 1. バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していることなどをふまえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区（17 駅 14 地区）のうち、本市北部の都市的諸機能の集積が進んでいる都市拠点であり、南海高野線、大阪メトロ御堂筋線、泉北高速鉄道の交通結節点となっている「南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄なかもず駅周辺地区」を『中百舌鳥地区』として改め、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

## 2. 生活関連施設及び生活関連経路の選定

### （1）生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「中百舌鳥地区」内やその周辺においては、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設となる南海高野線中百舌鳥駅や大阪メトロ御堂筋線なかもず駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公的施設や医療施設、商業施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模が概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上となる建築物、駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

### （2）生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

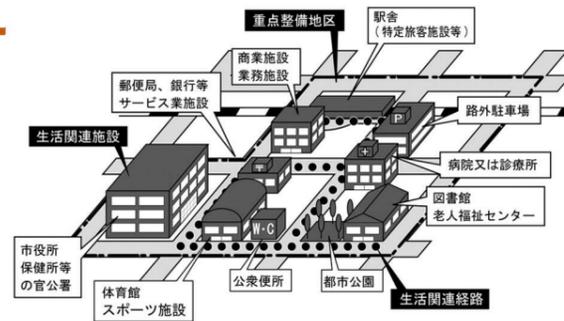
「中百舌鳥地区」においては、平成 15（2003）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等をふまえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路において設定するものとし、自動車交通の速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

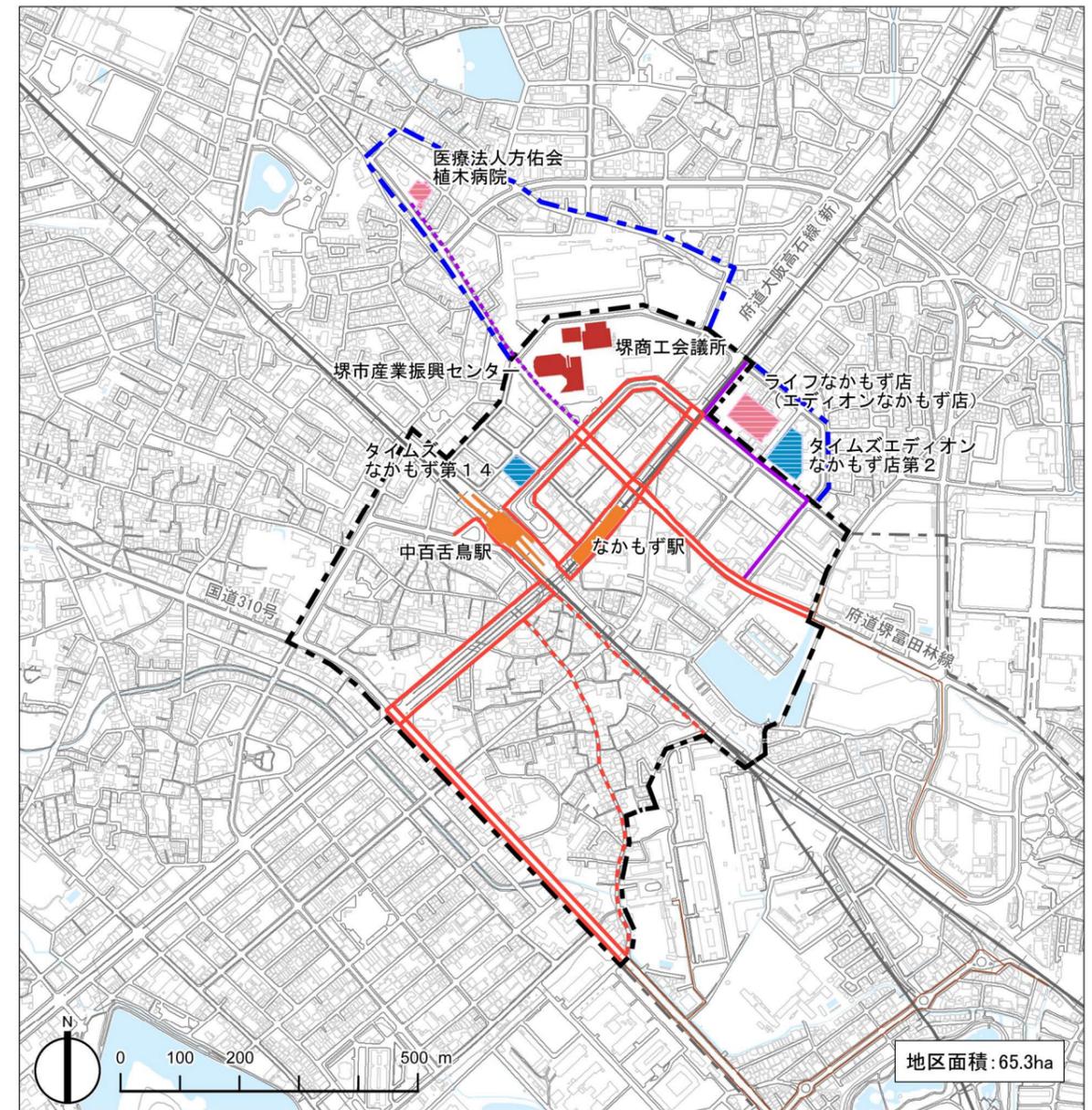
## 3. 重点整備地区の設定

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるための区域を、重点整備地区として定めます。

「中百舌鳥地区」における重点整備地区は、平成 15（2003）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地をふまえ、一部地域を新たに編入します。



## 【中百舌鳥地区重点整備地区】



### 凡例

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>重点整備地区 (交通バリアフリー基本構想 重点整備地区)</li> <li>重点整備地区 (新規追加地区)</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連経路 (交通バリアフリー基本構想 特定経路)</li> <li>準生活関連経路 (交通バリアフリー基本構想 準特定経路)</li> <li>生活関連経路 (新規追加路線)</li> <li>準生活関連経路 (新規追加路線)</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連施設 (公共建築物)</li> <li>生活関連施設 (民間建築物)</li> <li>生活関連施設 (民間駐車場)</li> <li>生活関連施設 (鉄道駅)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接地区の情報</li> <li>交通バリアフリー基本構想 重点整備地区</li> <li>交通バリアフリー基本構想 特定経路・準特定経路</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連施設 既存/新規区分</li> <li>新規追加施設</li> <li>既存施設</li> </ul>   | <p>※国土地理院「基盤地図情報」を加工して作成</p>  |

堺市バリアフリー基本構想（改定版）  
【中百舌鳥地区・概要版】（案）  
令和（ ）年 月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課  
電話番号：072-228-0375 ファクス：072-228-7853  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階  
堺市配架資料番号

### 3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

※駅前広場の再編に向けた取組が進められているため、本基本構想では駅前広場の再編に関連する整備項目の位置付けは行いません。しかし、今後の進捗に合わせ、堺市バリアフリー化検討委員会としても連携・協力し、バリアフリーの実現をめざします。



#### ■ 鉄道駅舎等

##### ■ 南海高野線 中百舌鳥駅

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
案内サイン等の改善	継続	交通
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	交通
駅の改良事業		
可動式ホーム柵の設置（4番線ホーム）	令和6（2024）年度	交通
可動式ホーム柵の設置（4番線ホーム以外）	継続	交通
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	交通
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交通
多様な手段による情報提供の整備	継続	交通
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	交通

##### ■ 大阪メトロ御堂筋線 なかもず駅

整備項目	目標時期	整備主体
垂直移動施設の整備		
改札外エレベーター（2基目）の設置	令和7（2025）年度	交通
設備・施設の改良		
車いす対応の券売機の設置	継続	交通
誘導案内情報施設の整備		
案内サイン等の改善	継続	交通
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	交通
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	交通
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交通
多様な手段による情報提供の整備	継続	交通
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	交通

##### ■ 南海高野線 中百舌鳥駅 北側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
主要施設案内図の設置・改良	継続	市
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	交通・市

##### ■ 南海高野線 中百舌鳥駅 南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
主要施設案内図の設置・改良	継続	市
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	交通・市

#### ■ 建築物等生活関連施設

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続	施設
施設全体の案内サイン等の改善	継続	施設
多言語に対応した案内表示	継続	施設
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	施設
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続	施設
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	施設
多様な手段による情報提供の整備	継続	施設
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	施設

#### ■ 道路等

整備項目	目標時期	整備主体
既設道路の改良		
既設道路の段差や舗装面等の改善	継続	道路
誘導・警告ブロックの敷設・改良		
-	継続	道路
既設歩道等の改良（有効幅員の確保）		
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続	道路
準生活関連経路における対策の検討		
-	継続	道路

#### ■ 信号・交差点、交通規制

整備項目	目標時期	整備主体
既設信号の改良		
主要信号交差点における音響・音声信号化または改良	継続	公安
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続	公安
歩行者青時間の延長等の改良検討	継続	公安

※1「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

※2「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

※整備主体  
 交通：公共交通事業者  
 施設：施設管理者  
 公安：公安委員会  
 道路：道路管理者  
 公益：公益事業者  
 市：堺市